

管理区分ごとの評価判断と措置内容

管理区分	評価判断	対応措置
第一管理区分	作業環境管理が適切であると判断される状態	現在の作業環境管理の維持に努めてください。
第二管理区分	作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態	施設、設備、作業工程、作業方法等の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講じるよう努めてください。 評価の記録及び講ずる措置を労働者に周知しなければなりません。
第三管理区分	作業環境管理が適切でないと判断される状態	直ちに、施設、設備、作業工程、作業方法等の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければなりません。また、 措置を講じたときは、その効果を確認するために有害物質の濃度を測定し、その結果の評価を行わなければなりません。 労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなければなりません。 評価の記録及び講ずる措置を労働者に周知しなければなりません。